



Title	清華簡『周武王有疾周公所自以代王之志（金縢）』の思想史的特質
Author(s)	金城, 未来
Citation	中国研究集刊. 2011, 53, p. 213-228
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60955">https://doi.org/10.18910/60955</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 清華簡『周武王有疾周公所自以代王之志（金滕）』の思想史的特質

金城 未来

### はじめに

二〇〇八年七月、清華大学は約二四〇〇枚の竹簡を手した。竹簡には、郭店楚簡や上博楚簡などと同様に楚系文字による記述が見られ、鑑定の結果、それらの竹簡は紀元前三〇五年±三十年のものであることが判明した。その後、竹簡に対する整理・釈読作業が進められ、その中に、おおよそ六十三篇の文献が含まれていることが明らかとなった。二〇一〇年十二月には、竹簡の図版と釈文とを収めた第一分冊、『清華大学藏戦国竹簡（壹）』（以下、清華簡）が刊行され、にわかに中国国内外の多くの研究者の注目を集めた。第一分冊には、『尚書』や『逸周書』関連の八文献と、楚の歴史と国都の変遷に関する文献『楚居』の計九つの文献が収められている。

本稿においては、この新出土文献、清華簡に所収の『周

武王有疾周公所自以代王之志（金滕）』（以下、清華簡『金滕』）を取り上げ（注）、今本『尚書』金滕と比較することにより、従来、未解決となっていた字句の問題を検討し、あわせて本文献の思想史的特質について基礎的な考察を行いたい。

### 一、釈読

#### （一）書誌情報

まず、本篇の書誌情報について、整理者劉国忠の「説明」に従って記す。

竹簡枚数は合計十四簡。三道編線であり、完簡の長さ は約四十五センチメートル。その内、第八簡と第十簡の上端は、どちらも一部欠損しており、それぞれ約四字分を損失している。竹簡の背面には竹簡の順番を示す番号

が附されている(番号は、竹節部に記される)。第十四篇の背面下部には篇題「周武王有疾周公所自以代王之志」が見える。

(二) 清華簡『金縢』の内容

次に、本篇の内容を示す。なお「釈文」は、原釈文と先行研究とを参考に、筆者が定めたものである。

凡例

- ・【】は竹簡番号を示し、また( )内の数字は語注番号を示す。
- ・「三」は重文あるいは合文記号を、「二」は墨釘を、「一」は墨鉤をそれぞれ表している。
- ・□は、文字の欠損した箇所を表す。
- ・「釈文」は旧字体で記し、「訓読」以下の記述については、新字体(常用字体)に改めた。
- ・〔〕部分は、筆者が文意を捉える上で、適宜補った箇所である。
- ・「語注」に見えるアルファベットは、本稿末の「参考文献」に附したアルファベットと対応する。

釈文

武王既克(殷)三年<sup>二二</sup>、王不(瘝)豫<sup>二一</sup>有(尸)遲<sup>二三</sup>。二公告周公曰「我其爲王穆卜」<sup>二四</sup>。周公曰「未可以【1】感(戚)吾先王」<sup>二五</sup>。周公乃爲三壇(壇)同(筮)禴<sup>二六</sup>、爲一壇(壇)於南方<sup>二七</sup>。周公立(巫)爲(巫)秉(璧)冒(戴)珪<sup>二八</sup>。史乃册【2】祝告先王曰「爾元孫發也」<sup>二九</sup>、(韜)遠(害)慮(慮)疾<sup>三〇</sup>。爾母乃有備(丕)子之責在上<sup>三一</sup>。惟爾元孫發也<sup>三二</sup>【3】、不若且也<sup>三三</sup>、是年(佞)若巧能<sup>三四</sup>、多才<sup>三五</sup>、多藝<sup>三六</sup>、能事鬼神。命于帝廷、專(溥)有四方、以奠(定)爾子【4】孫于下(地)一<sup>三七</sup>。爾之許我<sup>三八</sup>(我、我)則(晉)璧與珪<sup>三九</sup>。爾不我許、我乃以璧與珪還(歸)一<sup>四〇</sup>。周公乃納其【5】所爲(社)(功)自以代王之說<sup>四一</sup>于金紵(縢)之匱<sup>四二</sup>、乃命執事人曰「勿敢言」<sup>四三</sup>。王(就)後武王力(直)一<sup>四四</sup>。成王猶【6】(幼)在位、管叔及其羣兄弟<sup>四五</sup>乃流言于邦曰「公將不利於孺子」<sup>四六</sup>。周公乃告二公曰「我之【7】□□□□<sup>四七</sup>亡以復見於先王」<sup>四八</sup>。周公石(宅)東三年<sup>四九</sup>、禍人乃斯(得)一<sup>五〇</sup>。於後<sup>五一</sup>、周公乃遺王詩。【8】曰「周(離)鴉」<sup>五二</sup>。王亦未逆公。

是(歲)也<sup>五三</sup>、(蘇)秋(熟)大(獲)未(斂)穫<sup>五四</sup>、天疾風以雷<sup>五五</sup>、禾(斂)偃(偃)大(木)斯(拔)一<sup>五六</sup>。邦人【9】□□□□(弁)一、夫<sup>五七</sup>(大夫)繞(練)一<sup>五八</sup>、以啓金紵(縢)之匱<sup>五九</sup>。王(得)周公之所自以爲(社)(功)

以代武王之説一。王問執【10】事人、曰「信。殿（噫）、公命我勿敢言一」（二七）。王捕（搏）箸（書）以溼（泣）（二七）。曰「昔公勤勞王家一、惟余咎（沖）人亦弗及【11】知一<sub>三</sub>、今皇天適（動）畏（威）、以章公惠（德）一。惟余咎（沖）人其親逆公、我邦家禮亦宜之」（二九）。王乃出逆公【12】至鄙（郊）。是夕、天反風、禾斯迨（起）一、凡大木斲一（之所）威（拔）、二公命邦人隸（盡）復笙（筑）之一。歲大有年、蘇（秋）【13】則大斂（穫）（一）。【14】

### 訓読

武王 既に殷に克ちて三年、王 予からずして遲有り。  
二公 周公に告げて曰く「我 其くは王の為に穆トせん」と。  
周公曰く「未だ以て吾が先王を威かすべからず」と。  
周公乃ち三壇を為り墀を同じくし、一壇を南方に為る。  
周公焉に立ち、璧を乗り珪を戴く。史乃ち冊もて祝して先王に告げて曰く「爾の元孫發や、害虐の疾に遭う。爾 丕子の責を上には有すること母乃れ。惟れ爾の元孫發や、且の是に倭にして巧能、多才多芸にして、能く鬼神に事うるに若かず。帝廷に命ぜられ、四方を溥有し、以て爾の子孫を下地に定む。爾 之し我を許さば、我則ち璧と珪とを晋めん。爾 我を許さざれば、我乃ち璧と珪とを以て帰せん」と。周公乃ち其の功と為り自ら以て王に代

わる所の説を金滕の匱に納め、乃ち執事人に命じて曰く「敢えて言うこと勿かれ」と。就りて後 武王 直し。

成王 猶お幼くして在位し、管叔及び其の群兄弟乃ち邦に流言して曰く「公將に孺子に利あらざらんとす」と。周公乃ち二公に告げて曰く「我之し（□□□□：言を辟げざれば、我）以て復た先王に見ゆること亡からん」と。周公 東に宅ること三年、禍人乃ち斯く得。後に周公乃ち王に詩を遺る。『雕鴟』と曰う。王 亦た未だ公を逆えず。

是の歳や、秋 大いに熟するも、未だ穫らざるに、天 疾風して以て雷すれば、禾 斯く偃し、大木 斯く抜く。邦人（□□□□：大いに恐れ、王□）弁して、大夫 練し、以て金滕の匱を啓く。王 周公の自ら以て功と為り以て武王に代わる所の説を得。王 執事人に問えば、曰く「信。噫、公 我に敢えて言う勿かれと命するなり」と。王 書を搏りて以て泣して曰く「昔公 王家に勤勞するも、惟れ余 沖人 亦た知るに及ばざれば、今 皇天 威を動かし、以て公の徳を章す。惟れ余 沖人 其に親ら公を逆え、我が邦家の礼も亦た之れに宜しくせん」と。王 乃ち出でて公を逆うるに郊に至る。是の夕、天 風を反すれば、禾 斯く起ち、凡そ大木の抜くる所は、二公 邦人に命じて尽く復た之れを築かしむ。歳 大いに年有り、秋 則ち大いに穫す。

## 現代語訳

武王がすでに殷に勝つてから三年の後に、(王は)病にかかり、なかなか回復しなかった。「そこで」二公(太公望と召公奭)は、周公旦に対して「わたくしどもは、王のために慎んで占いたいと思います」と告げた。「すると」周公旦は「まだ我が先王を感動させることはできません」と答えた。周公旦はそこで三つの祭壇を作り地を除いて同じ「高さ」にし、「また別に」一つの祭壇を南方に作った。「(そうして)周公はこれ(南方の祭壇)に立ち、璧をとつて珪(三角形に尖った玉器)を置いた。史官は、そこで冊書さくしょを読んで祈り、先王に告げて言うには、「あなた方の長孫である発(武王)は、災い虐げられる疾やまに遭っておりません。あなた方は、天子の責務を天に負ってはいけません。まことにあなた方の長孫である発は、且が優れた才能を有し、多才多芸であり、鬼神に事えることができるのに及びません。「しかし、発は」天帝の宮廷に命ぜられて「王位につき」、四方の国々を遍く所有して、そうしてあなた方の子孫を地上に安住させています。あなた方が、もし、わたくし(周公)が王の代りになること」をお許し下さるのであれば、わたくしは璧と珪とを献上いたしましたしやう。あなた方が、わたくしをお許しになら

ないのであれば、わたくしは逆に璧と珪とを献上せず「そのまま」おりましよう」と。周公旦は、そこで自ら武王の身代わりとなることを記した文書を、金のひもで封じた箱に納め、侍者に命じて「(このことを)」決して他言してはなりません」と言った。その後、武王は(病から)回復した。

成王が、まだ幼くして王位につくと、「武王の弟で、周公の兄の」管叔及びその兄弟が、国内にうわさを流して言うには、「周公は、まさに幼帝によるしくない行いをしようとしている」と。周公は、そこで二公に告げて「私

がもし「□□□□：管叔等の流言を避けなければ、私は」二度と先王にお目にかかることができなくなるでしょう」と言った。周公は「(そうして)東遷すること三年、「流言した」禍人全員を知ることができた。後に周公が王に詩を贈つ(て諫言し)た。(その題名を)『雕鴟』と言う。(この時点では)成王もまた、まだ周公を(東から)出迎えようとはしなかった。

この年の秋に、「穀物は」大いに実ったが、「それらを」まだ収穫しないうちに、天は疾風を吹かせ、そうして雷を起こしたので、稲は全て低く伏せ、大木は全て抜けてしまった。国人は「□□□□：大いに恐れ、王□」は爵弁(赤黒い冠)をかぶり(降服し)、大夫は模様や飾りの

ない格好をして、そうして金のひもで封じた箱を開いた。

「そこで」成王は、周公が自ら人質となつて武王の身代わりとなることを記した文書を見いだした。成王が侍者に質問すれば、「侍者がそれに答えて」「そのとおりでございます。しかしながら、周公さまは、我々に「向かつて」決して他言してはならないとお命じになりました」と言つた。成王は、その祈りの文書をとつて、涙して言つた。「昔、周公は王家に苦勞しながら勤め励んだが、私のような小子は、「そのことを」知るに及ばなかつたため、今、皇天はその威力を働かせて、そうして周公の徳を彰かにしたので。私小子は、まさに自ら周公をお迎えし、我が国家の礼もまた、周公に適切に「行うように」しよう」と。成王は、そこで朝廷を出て、周公を迎えるために郊外に至つた。この「日の」暮れ、天は風を反対に吹かせたので、稲は尽く立ち上がり、総じて大木の抜ける所は、二公が国人に命じて、全て再びこれを元に戻し、根本をたたき堅めさせた。その年は大いに実りがあり、秋には大いに「穀物を」収穫することができた。

#### 語注

〈一〉今本『尚書』金縢では「既克商二年」に作つてゐる。『史記』魯周公世家もまた「克殷二年」に作る。

『尚書正義』は、文王が天命を受けて十三年目に武王が紂を伐ち、その後すぐに元年と称したのだとし、この「二年」を紂を伐つた翌年としている。これと同様に、王肅も「克殷明年」と述べる。

〈二〉整理者は、「不捺」が清華簡『保訓』にも見えることを指摘する。「捺」字は今本『尚書』金縢では「豫」に作つてゐる。「厓」字は、『説文解字』に「遅、或從厓」とあり、これより「遲」と釈読する。

〈三〉「二公」とは、太公望と召公奭を示す。

〈四〉「慼」について、『説文解字』は「慼」に作り、「憂」の意としている。今本『尚書』金縢は「戚」に作つてゐる。『史記集解』は孔安国伝を引いて「近也、未可以死近先王也」と記述する。また、鄭玄は「憂」と解し、「未可憂怖我先王也」の意とする。整理者もこれに従う。一方、廖名春(B)は「戚」を「傲」の仮借とし、『方言』の「傲、動也」を引いて「動」の意としている。文脈上、「動」とするのが適切と思われる。

〈五〉整理者は、「築土為壇、除地為墀」と注する。また、孔安国伝・『説文解字』・『礼記』祭法の注にも、同様の記述があることを指摘する。

〈六〉今本『尚書』金縢では、「植璧秉珪」に作つてゐる。

『史記』魯周公世家では「戴璧秉圭」に作っている。

復旦大学読書会（一）は、「戴」が楚簡においては多く「𦘔」と記述されることを指摘し、該当字も「戴」に作るべきとしている。蕭旭（丁）は、段玉裁の「載、戴古通用也。戴、植二声同之哈職徳部……」などを引いて、「戴」や「載」は「植」に作り、「置」の意とすべきと述べる。今は、字形から復旦大学読書会に従い、「戴」と釈読する。

（七）「告先王」が今本『尚書』金縢では「告大王・王季・文王」、『史記』魯周公世家では「告于太王・王季・文王」と記されている。また「元孫発」は、今本『尚書』金縢では「元孫某」と記述され、『史記』魯周公世家では「元孫王発」に作っている。

（八）今本『尚書』金縢は「遘厲虐疾」に作る。『史記』魯周公世家では「勤勞阻疾」に作っており、それについて『史記集解』は、徐廣注を引き「阻一作淹」と述べる。整理者は、「勢」字を、音韻から「遘」字に隸定し、「遇」の意とする。また、「遘」字については「害」字に隸定し、『淮南子』修務の注に従い、「患」の意としている。さらに、「慮」字は、「虐」字に定め、『説文解字』に依って「虐」の意と解している。

『尚書』武成に「暴殄天物、害虐烝民」とある。

（九）「毋乃」については、『礼記』檀弓に「毋乃不可乎」とある。また、「備」については、今本『尚書』金縢では、「丕」に作っている。この「丕」に関して、孔安国・馬融は「大」の意とし、鄭玄は「不」の意とする。『史記』魯周公世家や『白虎通』では「備」を「負」に作り、「負子」を「背棄子民」の意としている。曾運乾は『尚書正詁』において、「布茲」と読みなし、「弟子助祭以事鬼神者之一役」と釈読している。米雁（E）は、音通関係から、「備」字を「丕」字の転じたものとして、「備子（丕子）」≡「首子」の意と解する。

米雁の述べるとおり、「備」と「丕」とは音通関係にあると考えられる。今はこれに従い、「丕子」と釈読し、「天子」の意と解しておく。

（一〇）「元孫発也」は、今本『尚書』金縢では、「元孫」と記述され、『史記』魯周公世家では「王発」に作っている。語注（七）を参照。

（一一）孫星衍『尚書今古文注疏』では、「不」を「丕」として、「語詞」とする。池田末利（『尚書』、集英社、一九七六年四月）も「もし通解に従えば武王は鬼神には事えることはできないが、帝の命を受けて

四方を治めているという矛盾を生ずる」と述べている。一方、『尚書正義』は、この表現を周公の自称表現と見ている。

ここでは、周公が自らを武王の身代わりとするよう先王に請う場面が描かれている。そのため文脈上、周公が武王より、よく鬼神に仕えることができる身代わりとしての自身の価値を高めるような発言をしていても、なんら不自然ではないように思われる。よつて、今は『尚書正義』に従い、「不」のまままで解釈することとする。

今本『尚書』金縢では、「是佞若巧能」を「予仁若考能」に作る。「是」について、宋華強(D)は「衷」と解している。「年」については、整理者は普通関係から「佞」字と隸定しており、優れた才能の意とする。また「若」については、王引之『経伝釈詞』附録一の「而也」を引いて解釈している。「能」は下接するとの説もあるが、今は整理者に従っておく。

〈二二〉今本『尚書』金縢では、「命于帝廷……」の句の直前は、「予仁若考能、多才多藝、能事鬼神。乃元孫不若且多才多藝、不能事鬼神」と記されている。また、今本では「帝廷」を「帝庭」に、「溥有四方」を「敷佑四方」に作っている。「溥有四方」に関しては、

『詩経』大雅・文王之什・皇矣に「奄有四方」とあり、大孟鼎に「匍有四方」とある。

〈二三〉「晉」について、整理者は『説文解字』の「晉即奇字晉(晋)」を引き、「晋」あるいは「進」と解している。一方、復旦大学読書会(I)は、徐在国の新蔡簡に見える「晉」の解釈を採り、「厭」の意とする。復旦大学読書会は、今本『尚書』金縢および『史記』魯周公世家と清華簡とは、語句の順序が異なるとしているが、これでは意味が通らない。そのため、ここでは整理者に従い、「晋」の意とする。

〈二四〉この後に、今本『尚書』金縢では次の占卜の語句が記される。

乃ト三亀、一習吉。啓籥見書、乃并是吉。公曰「体、王其罔害。予小子新命于三王、惟永終是図。茲攸俟、能念予一人」。

同様の占卜の句は、『史記』魯周公世家にも見える。周公已令史策告太王・王季・文王、欲代武王発、於是乃即三王而卜。卜人皆曰吉、発書視之、信吉。周公喜、開籥、乃見書遇吉。周公入賀武王曰「王其無害。且新受命三王、維長終是図。茲道能念予一人」。

〈二五〉今本『尚書』金縢では、「衿」字を「功」に作つ

ている。『史記』魯周公世家では「質」に作る。整理者は「功」に隸定し、己を身代わりとする意に解する。一方、米雁（L）は、「社」を「貢」の仮借として、先王に貢品を献ずる意であるとしている。また楊坤（G）は、「功」も「質」も「責求之辞」と解する。池田末利（『尚書』訳注）は、今本『尚書』金滕の冊祝の辞に「以且代某之身」とあることにより、「貢」に作り、己を以て質と為すととるべきとしている。

「社」は、「功」「貢」の両字に釈読し得るが、語意としては、文脈上、周公が武王の身代わりとなるという解釈で問題ないように思われる。

（二六）この句は、今本『尚書』金滕と『史記』魯周公世家には見られない。

（二七）「壘」について、整理者は「就」に隸定し、『爾雅』釈詁を引いて「終」の意と解する。

（二八）今本『尚書』金滕・『史記』魯周公世家では、「羣兄弟」を「羣弟」に作る。

（二九）第八簡の下端に四字分の欠損がある。今本『尚書』金滕には、「弗辟我」とある。今本と清华本とを比較することにより、恐らく該当箇所には「弗辟言我」の四字が記されていたのではないかと考える。

（二〇）今本『尚書』金滕には、「居東二年」とある。整理者は、「石」（禪母鐸部）を「宅」（定母鐸部）と隸定し、『爾雅』釈言の「居也」を引用する。『史記』魯周公世家・孔安国・王肅らは、「居東」を「東征」の意に解している。一方、鄭玄は、周公が管叔らの流言を避けるため、東に移った意としている。

本篇中では、この後、成王が自ら周公を出迎えに行くまで、周公は東に移ったままであることが分かる。東征であれば、東に居続ける必要はなく、ここでは文脈上、難を避けるために東に移ったと解するのがよいであろう。

（二一）「過人」は、今本『尚書』金滕では「罪人」に作っている。

（二二）『雕鴞』は、今本『尚書』金滕では『鷓鴣』に作っている。『鷓鴣』は『詩經』の豳風中の一篇。『詩經』周頌・閔予小子之什・小毖の「肇允彼桃虫、拊飛維鳥」の注に「郭璞曰『鷓鴣、亡消反、桃雀也。俗名為巧婦。鷓鴣小鳥、而生鷓鴣者也』。陸機疏云『今鷓鴣是也。微小於黃雀、其鷓化而為鷓、故俗語鷓鴣生鷓』」とある。また、『陝西通志』の「鷓鴣」の項目に「鷓鴣」とある。

（二三）「天疾風以雷」が、今本『尚書』金滕では「天大

雷電以風」と記されている。『史記』魯周公世家では「暴風雷雨」と記されている。

〈二四〉今本『尚書』金滕では、「斯」を「盡」に作っている。整理者は「臧」について、「磬（詩）<sup>ほつ</sup>」声に従い、その変化したものではないかと述べる。今本では「拔」に作っており、整理者は普通関係から、「臧」を「拔」と釈読する。

〈二五〉第十簡の上端に四字分の欠損がある。今本『尚書』金滕では「大恐、王与大夫尽」に作っている。整理者は今本を参考に「大恐、王□」と記されていた可能性を指摘する。「弁」とは、鄭玄注に「爵弁」とある。『史記』魯周公世家では該当箇所を「朝服」に作る。曾運乾（『尚書正詁』）は「天子諸侯十二而冠。成王此時年十五、于礼、已冠。必爵弁者、承天變降服、亦如国家失道焉」と述べる。「大夫練」について、整理者は、『春秋左氏伝』成公五年に「乗纓」とあり、その杜預注に「車無文」とある例をあげる。

〈二六〉今本『尚書』金滕は、「毳」を「噫」に作っており、孔安国は「恨辭」の意とする。廖名春（B）は、「毳」および今本の「噫」を「抑」と読みなし、逆接の接続詞「而」や「然」「但」として解釈する。

「噫」については、『經典釈文』に「馬融作懿」と

あり、韋昭『国語』楚語注に「懿読曰抑」とある。廖名春に従い、ここでは「抑」の意で解することとする。

〈二七〉整理者は、「捕」を「布」と隸定し、『小爾雅』広言の「舒・布、展也」を引いて解釈している。復旦大学読書会（I）は、今本『尚書』金滕が「執」に作っていることや、「捕」と「搏」「把」とが古くは極めて近い音だったことから、「搏」あるいは「把」に釈読する。今は、復旦大学読書会の説を採る。「濯」について、整理者は、普通関係や今本との比較から「泣」に隸定する。

〈二八〉整理者は、「沓」（定母侵部）を「沖」（定母冬部）と釈読する。

〈二九〉「其」については、『経伝釈詞』第五に「其、猶將也」とあり、「將」の意と釈する。今本『尚書』金滕では、「親逆」を「新逆」に作っている。馬融本には「親迎」とある。

### （三）字句の解釈

本節では、清華簡『金滕』の釈文中、特に解釈に関わる重要な語句について、検討を加える。

I. 「力」について（第六簡）

整理者は、「力」（来母職部）を「陟」（端母職部）と釈読し、「死」の意とする。

一方、楊坤（G）は、『説文解字』に「力、筋也。象人筋之形、治功曰力、能禦大災」とあることや、『周礼』夏官・司勳に「治功曰力」とあることを挙げ、「力」を「治功」の意とし、本文の内容を「武王者、其病愈也」と解釈する。

本篇には一貫して周公旦の功績が記されていると言える。そのため、この「力」字を「陟」字と読み、武王の死と捉えるよりは、楊坤の指摘するとおり「力」字を「愈（癒）」のようなプラスイメージの語として捉え、該当箇所の意味を「周公旦の冊祝の辞により、武王の病が癒えた」と考えるべきであろう。但し、楊坤の引用する「治功」とは、『周礼』では、もともと法令を制定した功績を表す文脈で使用されており、ここで引用することは不自然である。

「直」は「力」と近い音韻関係にあったと考えられる（董同穌『上古音韵表稿』）。そのため、『広雅』積詁一に「端直彌危質敵公方閑諫刑政貞幹集殷矢、正也」とあり、『詩経』魏風・碩鼠に「爰得我直」、その鄭玄注に「直、得其直道。箋云、直猶正也」、朱子『詩経集伝』に「直、

猶宜也」とあることにより、今は、「力」を「直」と解釈し、武王の体調が回復した意と捉えることとする。

II. 「逆」について（第九簡）

今本『尚書』金縢では、第九簡の「王亦未逆公」を「王亦未敢誚公」に作っている。これについて、鄭玄は「言欲讓之、推其恩親、故未敢」と述べ、また孔安国伝も「王猶未悟、故欲讓公而未敢」と解釈しており、従来は多く、「誚」を「讓む」の意で解していたことが分かる。蕭旭（J）は、今本の「誚」を「讓」の意とする解釈と、清華簡の「逆」を「扞逆」の意とする解釈とが合致すると説くが、陳劍（任攀・程少軒（整理）；M所収）は、音通関係や字形などから、「逆」を「迎」の意と定めている。

本篇の第十二簡にも、「逆」字が見える。ここでは、王が自ら出向いて周公を迎えたことが記述されており、ここでの「未逆公」と対応するものと考えられる。そのため、陳劍説を採り、「逆」を「迎」の意と解することとする。

III. 「郊」について（第十三簡）

今本『尚書』金縢では、「鄙」字を「郊」字に作っている。「郊」について、曾運乾（『尚書正詁』）は、王が郊

外に出て、自ら周公を迎えた意とする。一方、孫星衍『尚書今古文注疏』は、「郊」を「郊祭」の意とする。

周公が、王家に勤勞したにも関わらず、王に諫言を受け入れられず、不遇な状況（東遷）を余儀なくされており、それによって天災が起こっていることを考えれば、文脈上、「郊」は「郊外」ととり、王が自ら周公を東へ出迎えにいったと解釈すべきであろう。また、清華簡においては「郊」字の前に「至」字が記されており、ここからも、「郊」を「郊祭」の意とすることは難しいものと考ええる。

## 二、清華簡『金縢』と今本『尚書』金縢との内容に関する比較

本章では、清華簡『金縢』と今本『尚書』金縢とを比較し、特に重要と思われる相違点について指摘する。まずは、両文献の対照表を次に示す。

### 【対照表】

- ・便宜上、文献の内容を三つの場面に区切り、表記した。
- ・二重傍線部は、両文献において、年号の異なる箇所を示す。
- ・波線部は、いずれか一方の文献のみに見られる箇所を示す。
- ・傍線部は、両文献で異なる語句を用いているものの、同義（もしくは近似物を指している）と考えられる箇所を示す。
- ・破線部は、語句の順番の入れ代わっている箇所を示す。

武王既克殷三年，王不豫有遲。二公告周公曰「我其爲王穆卜」。周公曰「未可以戚吾先王」。周公乃爲三壇同禱，爲一壇於南方。周公立焉，秉璧植珪。史乃册祝告先王曰「爾元孫發也，遭害虐疾。爾毋乃有丕子之責在上。惟爾元孫發也，不若且也，是佞若巧能，多才多藝，能事鬼神。」

命于帝廷，溥有四方，以定爾子孫于下地。

爾之許我，我則晉璧與珪。爾不我許，我乃以璧與珪歸。」

周公乃納其所爲功自以代王之說于金滕之匱。

乃命執事人曰「勿敢言。」

就後武王乃。

成王猶幼在位，管叔及其羣兄弟乃流言于

既克商二年，王有疾，弗豫。二公曰「我其爲王穆卜」。周公曰「未可以戚我先王」。

公乃自以爲功，爲三壇同禱，爲壇於南方，北面周公立焉，植璧秉珪。乃告大巫、王季、文王。史乃册祝曰「惟爾元孫某，遭厲虐疾，若爾三王，是有丕子之責于天，以旦代某之身。予仁若考能，多才多藝，能事鬼神。乃元孫不若且多才多藝，不能事鬼神。」

乃命于帝庭，敷佑四方，用能定爾子孫于下地。四方之民，罔不祗畏。嗚呼！無墜天之降寶命，我先王亦永有依歸。今我即命于元龜，爾之許我，我其以璧與珪，歸俟爾命，爾不許我，我乃屏璧與珪。」乃卜三龜，一習吉，啓籙見書，乃并是吉。公曰「體，王其罔害，予小子新命于三王，惟永終是圖。」茲攸俟，能念予一人」。公歸，乃納册于金滕之匱中。

王翼日乃瘳。

武王既喪，管叔及其羣兄弟乃流言於國曰「公

邦曰「公將不利於孺子」。周公乃告二公曰「我之弗  
 「我之□□□□亡以復見於先王」。周公宅  
 東三年、禍人乃斯得。於後周公乃遺王詩。  
 曰「鷓鴣」。王亦未逆公。

是歲也、秋大熟、未穫、天疾風以雷、禾  
 斯偃、大木斯拔。邦人□□□□弁、大夫縶、  
 以啓金縢之匱。王得周公之所自以爲功、以代  
 武王之說。王問執事人、曰「信。噫、公命  
 我勿敢言」。王布書以泣、曰「昔公勤勞王  
 家、惟余沖人亦弗及知、今皇天動威、以章  
 公德。惟余沖人其親逆公、我邦家禮亦宜之」。  
 王乃出逆公至郊。是夕、天反風、禾斯起、  
 凡大木之所拔、二公命邦人盡復筑之。歲大  
 有年、秋則大穫。

將不利於孺子」。周公乃告二公曰「我之弗  
 辟、我無以告我先王」。周公居東二年、則  
 罪人斯得。于後、公乃爲詩以貽王、名之曰  
 『鷓鴣』。王亦未敢誚公。

秋大熟、未穫。天大雷電以風、禾盡偃、  
 大木斯拔。邦人大恐、王與大夫盡弁、以啓  
 金縢之書。乃得周公所自以爲功、代武王之  
 說。二公及王乃問諸史與百執事、對曰「信。  
 噫、公命我勿敢言」。王執書以泣、曰「其  
 勿穆卜。昔公勤勞王家、惟子沖人弗及知、  
 今天動威、以彰周公之德。惟朕小子其新逆、  
 我國家禮亦宜之」。王出郊、天乃雨。反風、  
 禾則盡起。二公命邦人、凡大木所偃、盡起  
 而築之。歲則大熟。

次に、兩文献における重要な相違点を三点あげ、検討  
 する。

(一) 篇題について

今本『尚書』金縢の序には「金縢」の語句が見え(そ  
 の孔安国伝に「遂以所藏為篇名」とある)、篇名を「金縢」  
 としていることが分かる。これに対し、清華簡『金縢』

では第十四簡の背面に「周武王有疾周公所自以代王之志」  
 と、今本序と異なる篇題が記されている。

これについて、整理者(劉国忠)は、本篇を金縢篇の  
 戦国時代の写本に当たるものとし、さらに清華簡『金縢』

は「金縢」という名称を用いずに篇題としており、恐ら  
 く書写者が『尚書』の序を目にしていなかった可能性が  
 あると指摘する(注)。確かに、整理者の指摘するとおり、

清華本の書写者が今本の序を見ていなかった可能性、つまり清華簡『金滕』が今本『尚書』金滕序の記される以前、または流布する以前に書写された可能性は十分に考え得る。

しかしその一方で、何らかの意図により、篇名が追加された、または書き換えられた可能性も排除できない。たとえば、本篇には孔子によって称えられた周公旦の呪術的・神秘的な面が一貫して記されている。そのため、その周公旦の事績を明確に表すために、このような具体的な篇題が記された可能性も考えられるだろう。

現時点では、どちらの状況がより正確であるか判断しかねるが、いずれにせよ「金滕」とするよりも「周武王有疾周公所自以代王之志」と題する方が、本篇の主題をより分かりやすく伝えているものと判断できよう。

## (二) 占卜の文句の有無

今本中では、周公の祈りの言葉の後に、それを先王が受け入れたかどうか占う文句が続いている(注3)。また、同様の占卜の文句は、『史記』魯周公世家にも見える(注4)。

清華簡には、この占卜に関する句がない。しかしながら、その一方で、今本や『史記』で「公帰、乃納冊于金滕之匱中」や「周公蔵其策金滕匱中」と記されている箇

所が、「周公乃納其所為功自以代王之説于金滕之匱」(第五簡・第六簡)と記述されており、そこから周公が武王の身代わりとなるうとしていた趣旨は窺える。

廖名春(A)や黄懷信(H)は、今本『尚書』金滕の方が、清華簡『金滕』より優れており、清華本が今本『尚書』金滕を節略する形で、後に成立したのだという立場を取っている。それに対して、何家興(任攀整理：N)は、今本『尚書』金滕よりも、清華本の方が古いと主張する。

確かに本篇の前半部分のみに注目すれば、廖名春や黄懷信の指摘するとおり、清華本の方が文意を崩さない程度に節略な形へと改められたもののように思われる。しかし、その一方で清華本のみに見られる文句も僅かながら存在し、また後半部分に関して言えば、多少の語句や表現の差異はあるものの、清華本と今本とはほぼ同内容の記述となっていることが分かる。もし、清華本が今本を節略したのであれば、全体的に文を削除していかるべきであろう。ここには、清華本系統『金滕』の内容を今本系統が補い記述した可能性も残っている。

したがって、現時点において、今本と清華本のどちらの「金滕」が早く成立したかを決定することは難しいが、清華簡が戦国中期頃に書写された竹簡だとすれば、本篇

の成立は流布するまでの期間を考えれば、少なくとも戦国前期以前に遡る可能性がある。戦国中期以前には、「金縢」に関するいくつかの写本が成立し、伝わっていたということがここから窺えるのである。

### (三) 誤入説について

「是歳也、秋大熟……」(第九簡)以降の文章については、従来、周公の死後の話とする説と、生前の記述として捉える説との二説があった。孫星衍『尚書今古文注疏』は、該当箇所を亳姑篇の逸文が紛れ込んだものであり、周公の死後の出来事であると説明している(注5)。

しかし、今回の清華本には、背面に竹簡番号が附されており、さらに成王が自ら周公を出迎える場面が描かれている。この清華簡の発見により、「是歳也、秋大熟……」以後の記述が、他篇からの誤入ではなく一つのまとまりを持った文献として存在していたこと、また該当箇所に関する周公生前説が戦国時代にはすでにあつたことも明確となったのである。

おわりに

以上、本稿では、清華簡『金縢』について取り上げ、

今本『尚書』金縢と比較・検討することにより、その相違点と従来の説に対する私見をいくつか述べてきた。その結果、周公の生死に関する問題や誤入説について、諸説紛々としていた解釈に一定の決着をつけることができた。また、本篇には、孔子に称えられた周公旦の呪術的・神秘的な面がクローズアップされて描かれており、このような周公顕彰の姿勢は、篇題からも窺えることを指摘した。

さらに、本篇と儒家との関係についても、次のような推測が可能となる。本篇の第八簡には「……以て復た先王に見ゆること亡からん」という表現が見える。これは、孔子の「吾復た夢に周公を見ず」(『論語』述而)という言葉を連想させる。周公の先王に対する姿勢と、孔子の周公に対する姿勢とが読者には重なって見えると言えよう。従って、この文献は、周公を顕彰し、さらに孔子を連想させるという意味において、儒家の中で重要な位置を占めていたと推測される。さらには、その成立や伝承に儒家自身が関与していた可能性も指摘できるであろう。今後は、他の清華簡とも比較することにより、より広い視野からその著作意図について追究していきたい。

注

(1) 本篇は、今本『尚書』金縢とおおよそ合致する内容である。そのため、本篇はすでに諸研究者によって清華簡『金縢』と称されており、この名称が通行のものとして認識されている。従って、以下、本稿においても清華簡『周武王有疾周公所自以代王之志』を清華簡『金縢』と称することとする。

(2) 李学勤主編『清華大学藏戰國竹簡(壹)』下冊(中西書局、二〇一〇年十二月)一五七頁。

(3) 「一・釈詁」の語注(一四)を参照。

(4) 「一・釈詁」の語注(一四)を参照。

(5) 因みに、『史記』魯周公世家では「周公卒後、秋未穫……」と記述され、また『尚書大伝』でも「周公死。天乃雷雨以風……」と記されており、これらの文献も明らかに「是歳也、秋大熟……」以降の文章を周公の死後の出来事として捉えていたことが分かる。

### 【参考文献】

● 清華大学簡帛研究 (<http://www.confucius2000.com/admin/annu2/jianbo.htm>)

A. 廖名春「清華簡与『尚書』研究」(二〇一一年一月一日)

● 簡帛研究 (<http://www.bamboosilk.org/>)

B. 廖名春「清華簡『金縢』篇補釈」(一月四日)

● 簡帛網 (<http://www.bsmn.org.cn/>)

C. 何有祖「清華大学藏簡『金縢』補釈一則」(一月五日)

D. 宋華強「清華簡『金縢』校詁」(一月八日)

E. 米雁「清華簡『耆夜』・『金縢』研詁四則」(一月十日)

F. 宋華強「清華簡『金縢』詁為「穫」之字解說」(一月十四日)

G. 楊坤「清華大学竹書『金縢』跋」(二月二十五日)

H. 黄懷信「清華簡『金縢』校詁」(三月二十一日)

● 復旦大学出土文献与古文字研究中心 (<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Default.asp>)

I. 復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生讀書会「清華簡『金縢』研詁札記」(一月五日)

J. 蕭旭「清華竹簡『金縢』校補」(一月八日)

K. 蘇建洲「清華簡『考釈四則』」(一月九日)

L. 米雁「清華簡『金縢』「衿」字試詁」(一月十二日)

M. 任攀・程少軒(整理)「網摘・『清華一』專輯」(二月二日)

N. 任攀(整理)「網摘：2011年1月」(三月一日)